

多摩大学研究不正防止計画

(基本)

第1条

本計画は、「多摩大学競争的資金等の公的研究費の管理・監査に関する規程」第3条に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うとともに、公的研究費の不正を防止するための計画を以下のとおり策定するものとする。

(責任体制の明確化)

第2条 責任体制

責任体制を明確化するため、管理運営体制として、下記の通りとする。

(1) 最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の管理・運営の最終責任を負い、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者：事務長

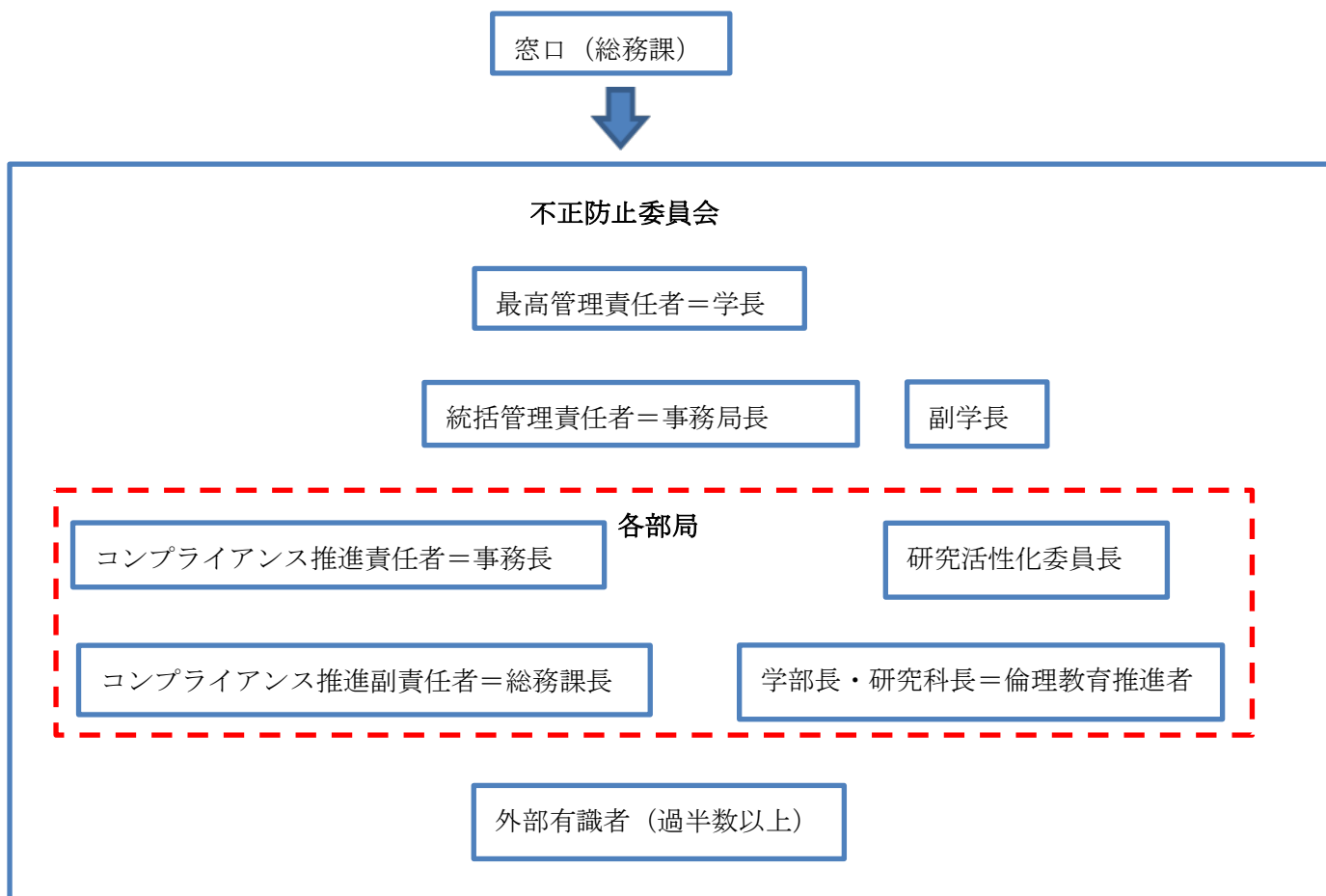
競争的資金等の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(4) コンプライアンス推進副責任者：総務課長

公的研究費の適正な運用についての実質的な責任と権限は「コンプライアンス副責任者」が持ち、予算執行状況の検証、不正取引のチェック及び納品検収等の遂行に努める。

(5) 不正防止委員会

公的研究費等の不正の防止及び調査並びに処分を担当する委員会



2 公的研究費の管理・運営を担当部署を総務課とし、コンプライアンス推進副責任者が公的研究費の運用の実質的な責任と権限を持つ。

3 公的研究費の使用ルールは、「多摩大学科研費執行の手引き」をホームページに公開するだけでなく、研究者へ総務課が周知する。

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

第 3 条 「多摩大学研究者規程」に基づき、倫理教育推進者が教職員に対して倫理教育を図り、研究に関する不正を防止する。

2 「多摩大学競争的資金等の公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、関係者は誓約書を提出する。

3 研究者は、倫理教育を受講することとし、不正の防止についての理解を求める

(不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施)

第 4 条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当し、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する部署を総務課とし、不正防止計画の推進を行う。

2 実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者は速やかに防止計画の見直し及び体制の再構築を検討する。

3 大学全体で不正が生じにくいように、所属長は防止計画推進部署と連携・協力し、関係者への周知・理解を図らなければならない。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第 5 条 公的研究費の物品購入等の発注・検収・支払業務については、原則として総務課の事務職員（以下、「事務職員」という）が行う。

2 その他、公的研究費の適切な管理・運営が行えるように、研究使用ルールである「多摩大学科研費執行の手引き」を作成し、適切な管理・運営を行う。

(情報発信・共有化の推進)

第 6 条 ホームページに関連規程及び「行動機関」、「管理・運営体制」、「手引き」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分」、「機関における諸手続」を掲載し、情報を発信する。

2 その他、各会議体において関連規程及び公的研究費の不正防止について説明を行う。

(モニタリングの在り方)

第 7 条 公的研究費の不正を防止して適正な管理を遂行するために、最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門の事務処理は、「総務課」が行う。

2 内部監査部門は内部監査、リスクアプローチ監査を行うだけでなく、監事及び会計監査人と連携を行う。

3 内部監査部門は、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育一環として、学内で周知をはかり、類似事例の再発防止を徹底する。

(公益通報者保護制度の確立)

第 8 条 大学内外からの公的研究費の不正の疑いの指摘、本人からの申し出などの相談を受け付ける窓口を設置する。相談窓口の事務処理は、「総務課」が行う。

2 告発者の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容をホームページで広く公開する。また誹謗中傷から非告発者を保護する方策を講じなければならない。

(不正使用防止計画の点検・評価)

第 9 条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス責任者に運営・管理の改善を

指示するものとする。

2 コンプライアンス責任者は総務課の日常の相談を通じて蓄積された辞令を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じてモニタリングの結果などとともに最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックしなければならない。

3 本計画は随時見直しを図り、最高管理責任者の決裁を得て、改正する。

以上